

平成26年12月9日

お知らせ

産業廃棄物処理施設に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理施設に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者  
産業廃棄物処理施設  
大分県日田市大字友田3237番地  
有限会社B・J  
代表取締役 梅村 房男
- 2 処分日  
平成26年12月9日
- 3 行政処分の内容  
産業廃棄物処理施設（木くずの破碎施設）設置許可の取消し
- 4 行政処分の理由  
有限会社B・Jは、平成26年12月1日に大分地方裁判所日田支部から破産手続開始決定を受けた。  
このことは、法第15条の3第1項第1号に規定する許可の取消要件（破産者で復権をえないもの）に該当することから、被処分者が法施行令（平成12年政令第493号）附則第2条第2項により許可を受けたとみなされた産業廃棄物処理施設設置許可を取消すものである。
- 5 その他  
被処分業者の産業廃棄物処分業許可は既に失効しています。

【問い合わせ先】
担当 廃棄物対策課
江藤博邦
小野公弘
電話 097-506-3121
3134